

査読委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター(以下「センター」という)が開催する大阪府理学療法学会(以下「学会」という)、および、総合理学療法学(以下、学術誌)の発刊において組織される査読委員会(以下「委員会」という)の構成や任務等について定めるものである。本規程により、学会、学術誌における演題や論文の正当性及び公平性、および質を担保することを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、学会と学術誌に対し、それぞれ以下の任務を行う。

(1) 学会における演題査読の管理

- ①本規程(雑則)に従い、査読者の選定を行う
- ②査読の承諾をもらう
- ③演題の査読依頼
- ④査読結果を最終審査
- ⑤審査結果を学会 準備委員会への報告

(2) 学術誌における論文査読の管理

- ①本規程(雑則)に従い、査読候補者リストを作成する
- ②査読の依頼
- ③論文の査読依頼は編集委員が行う。
- ④査読者を「総合理学療法学 査読者リスト」として管理する

(3) 学会の演題査読および学術誌の論文査読に係る、手順や基準の修正等に関すること。

(組織・構成)

第3条 委員会は、センター理事会とは別に設置する。

- 2 委員会は、委員長および副委員長を含む5名で構成される。
- 3 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項およびその他必要な事項を処理する。
- 4 委員長は委員の中より副委員長を指名できる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた際は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数、成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。

3 全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって決し、少数意見を報告書に付記する。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会で知り得た査読や審査等の情報について、業務に従事しなくなった後も含め秘密を厳守しなければならない。

(報酬)

第7条 無報酬とする(査読者を含む)。ただし、会議等への出席された場合、会議費、旅費交通費をセンター規定内で支給する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、センター理事会の決議による。

(雑則)

1 本内規で述べる査読者については以下とする。

① 学術大会の演題の査読者は、センター会員の内、日本理学療法士協会の定める認定および専門理学療法士とする。

② 学術誌の投稿論文の査読者は、センター会員に限定せず、専門理学療法士や学位取得者(修士以上)とし、自然科学研究に通ずる者とする。

2 査読に係る規程(「総合理学療法学」査読規程)については、別途定める。

(附則)

本規程は、令和4年4月1日より施行する。

本規程は、令和5年6月14日より施行する。